

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究」(基盤研究(B)(1)、平成13・14年度、代表者伊藤隆、課題番号:13490012)

## 4. 所澤 潤氏

しよざわ・じゅん 群馬大学教育学部付属学校教育臨床総合センター助教授

日時 : 2001年7月24日

出席者 : 伊藤隆 季武嘉也 中見立夫 梶田明宏 櫻井良樹 服部龍二 小宮一夫  
小池聖一 土田宏成 黒澤良 矢野信幸 荒敬 東中野多聞 奥健太郎  
武田知己 高山京子 清水唯一朗 鹿島晶子 伊藤光一 高橋初恵

**伊藤** きょうは、群馬大学の教育学部の所澤君にお話をいただきます。

**所澤** 群馬大学教育学部に勤めております所澤です。「所澤(ところざわ)」と書きますが「しよざわ」といいます。よろしくお願ひします。

きょうはレジユメに沿ってお話をしようと思うんですが、お配りしたのはきょうのレジユメがひとつと、郷土教育資料展覧会出品目録が2枚で、それからあと、Aの何番と書いてある誠之(せいし)小学校の所蔵史料リストのプリントが1枚です。それでは中身に入っていきます。

私は、もともと歴史関係で大学院に入った者ではないので、歴史に本格的にふみこむようになったのが30歳近い頃なんです。それで、現在かなり歴史関係のことをやっておりますが、それは何回か歴史史料群に出会ったことの影響が大きいんですね。最初に書いてあるのはそのことです。

僕が出会った大きな史料は、だいたい次の4つになります。ひとつは、東京の文京区立誠之小学校が所蔵している史料です。関連の史料が地域と東京都公文書館にもかなり残っています。

2番目が、東大の本部事務局関係史料です。東京大学史史料室という所が、いま安田講堂の中にあって、そこにかんりの量が保管されています。ちょうど東大百年史編纂が終わったあとに、集めた編纂史料を保存・公開するためにつくった施設です。そこに一年近く助手で勤めて、そのあとも非常勤職員で勤めた関係で、大学史料に接することになりました。

そして、そのあと群馬大学に勤めるわけなんですが、群馬大学に勤めてから中京大学の社会科学研究所が中心になって行っている台湾総督府の公文類纂の文書目録作成の作業に加わりました。それは現在も関係しているわけですが、本格的に参加したのは5年間ぐらいです。僕は日本の国内の政府関係の文書はあまり見ていないんですが、それに参加したおかげで台湾総督府関係のものはかなり詳しく見ました。

それから4番目は、ちょっと性格が違う史料群ですが、現在、勤めている群馬大学が所蔵している様々な史料です。

きょうは、この中で皆さんがあまり知らないだろうと思われる、1番目の誠之小学校に  
関係のある史料と、4番目の群馬大学が所蔵している史料についてお話して、それから  
私が全史料協の会員で、ある程度、会の活動に関与しておりますので、全史料協も少し紹  
介したいと思います。

最初に誠之小学校の史料なんですが、誠之小学校は東京の文京区、東大のすぐ近くにあ  
ります。東大と白山の駅の近くなんですが、その地名は西片です。もともとは福山藩の  
阿部家の江戸の中屋敷の邸内に設けられた小学校です。明治8年に設けられたんですが、  
その当時の学校の制度は、公立とか私立という区別の仕方がおそらくいまとは違うんでし  
ょうけども、東京では大名華族が資金を投じて自分の敷地の中に公立の小学校を作るとい  
うようなことが行われていて、そのひとつの小学校です。

誠之という名前は、福山藩の誠之館という藩校の名前をとってつけられたものです。誠  
之小学校は、非常にたくさんの公文書史料を持っていることで知られています。なぜ残っ  
ているかということについては、いろいろ学校の中の事情もあるわけですが、もうひとつ  
大きな事情が、関東大震災で燃えなかったということと、東京大空襲でやはり燃えなかつ  
たということです。

僕が大学院にいた当時なんですけれども、学校史を作ってくれという話が東大教育学部  
の寺崎昌男教授にあったんですね。僕を含めて大学院生3人がそれにタッチするというこ  
とになったんですが、そのときに、学校のほうでも史料がたくさんあるというだけで、ど  
の程度あるかということはずいぶん教えてくれなかったもので、寺崎先生と大学院生で見  
に行ったんです。そうしたら、学校の中に史料館が作ってあって、独立した小さなプレハブ  
のような建物で作ってあったんですが、そこに明治時代以来の学校日誌だとか、役所との  
往復文書、そのほか沿革関係の史料が非常にたくさんありました。それから、資料は学校  
に残っていただけでなくて、東京都公文書館にもかなりあって、そればかりでなく、地元  
の旧家にも残っていました。

最終的に出来上がったものがこれ(『誠之が語る近現代教育史』、1988年)なんです。  
大部分は大学院生3人で書いたのですが、だいたい400字詰で4000枚ぐらいです。  
僕は明治の初めから明治40年代ぐらいまでと、昭和20年代以降の一部を担当している  
んですが、だいたい僕が書いたのが1800枚ぐらいだと思います。そのころはまだワー  
プロが発達していなかったのではほとんど手作業でやりました。

最初、僕はどういう史料が大事かということはずいぶん分かっていなかったんですが、い  
ろいろ調べていると、教育の内容について書いてあるもののほかに、非常にたくさんの学  
校運営に関する行政文書があるということがだんだんわかってきて、しかもそれが非常に  
価値があるらしいということに気がついてきました。

そうした文書が学校にどのように納められているかということ、現在の状況なんですけ  
ども、写真を撮ってきましたのでOHPで見たいと思います。

(しばらく映写準備に手間取る)

(以下、OHPの説明)

ここは校歴室の入口です。部屋の配置がこんなような形になっています。史料は同窓会

と学校が協力して管理をしています。

これは職員の出勤簿なんですけれども、飛び飛びに映っていますけど、実はもっと非常にたくさん残っています。明治8年頃のものもあります（註、東京都公文書館所蔵）。実は学校創設者の阿部家は小学校のある地域全体を管理していて、昔は下水なんかにも阿部家のマークが入っていたんです。これは道路で使われていた下水の蓋なんですけど、東京都のマークではなくて、ここに阿部家の「阿」という字が書いてあるんです。これは見えなくて残念なんですけど。東大は大学の中にあるマンホールのふたをみると、今でも「帝大下水」と書いてありますが、それと同じように昔は阿部家のマークが入っていたわけです。

この小学校にあるもので、実質的に歴史研究者にとって非常に貴重だと思われるのが、この一群の簿冊です。これは公文書の簿冊なんです。これは昭和20年代に学校の中に残っていた公文書を、散逸するのは惜しいということで全部製本したものなんです。それで、非常にさまざまな公文書が残っています。ここに残っているものの大多数は、本来だと戦争中に、特に戦争が終わった時期に廃棄されているもののようなんですけれども、この学校はなぜかそれが廃棄されずに残ったということです。

**伊藤** 小学校における公文書というのは、どういう類のものですか。

**所澤** これは公文書でも役所からの通達や往復文書なんです。ですから、学校の中でこういうことをしろというような命令だとかなんかがいっぱい残っています。

たとえば戦争中なんかは非常に面白いものがあります。児童の国民貯蓄というのがあるんですが、親にさせるわけなんですけども、学校に割り当てがいくらとちゃんと来ていて、その額を集めて貯金するわけです。ところが、この公文書をみると、予定の金額に達しないんですね。そうすると、また翌年、通知が来た時に、前年の不足分に今年これだけという割り当てが来て、あわせて貯金をしろというような説明が。

**伊藤** 小学校だから区立でしょうから、区から来るわけですか。

**所澤** 創立初期は、区がありませんが、明治10年代の後半は15区ができて、通達などは区から来ています。区がない時期は東京府から直接来ている場合とか、あとは学区から来ている場合もあるかもしれませんが、ちょっと明治の10年前後についてはよく分かりません。明治20年代になりますと東京市立になりますから、市から本郷区を通して来るものが多くなります。

**伊藤** 往復だから、こっちから出したのも控えが残っているわけですね。

**所澤** 控えも、全部ではありませんが、かなり残っています。ですから、貯金なんかで金額がどうのというのは、控えがありました。

この学校はこういう形で公文書を保存しているということで、学校の職員がかなり公文書の保存に気を遣ってしまして、僕たちが調査している時に勤務していた教頭先生はどこからか経費を集めてきたらしくて、昭和50年代のものもあらたに製本していました。ですから、最近のものまでかなり残っていると思います。

昭和20年代のものは行政的に非常に貴重らしくて、僕たちが出入りしていたときに文京区役所から、「誰々という職員が昭和20年頃に勤めていたか」というような、要するに退職金なんかの計算の関係で、確認するために学校に時々問い合わせが来て、文書に載っ

ているかどうか、勤めていたかどうか学校の先生や事務の方が確認をしていました。

『校外教授案』とかこういうものは各学校で作られていたものですが、東京では残っているのは珍しいんです。長野県の開智学校が持っているものは史料集でよく紹介されています。

**伊藤** いまの話では、区立になる前は？

**所澤** 本郷区公立という時代があります。

**伊藤** 公立というのは、どこからどこがお金を出すんですか。

**所澤** 公立といわれていた途中の時期は、小学区があるわけですが、その学区の人たちが寄付金という形でお金を出して、そのお金で運営されています。明治10年代は、まだ区が法人格を持っていない時期なんですね。最初は住んでいる人たちがお金を出していて、その次に区が機能しはじめると、区の協議費というところに1回お金が入って、そしてその協議費から学校に入っています。

**伊藤** 税金とは別に？

**所澤** そうですね。協議費は税金ということになりますが、その前は学校がお金を集めていました。明治8年～15年ぐらいまで。誰がいくらお金を払ったかという台帳が学校に残っています。

**伊藤** もちろん阿部家も出している？

**所澤** 阿部家は非常に高い金額を出しています。

**伊藤** すると、本当に税金で賄われるようになるのは、だいぶあとになるんですか。

**所澤** そうです。授業料収入は昭和の始めまである訳ですから、税金で賄うという意味をどう捉えるか、という問題はありますが、誠之小学校の予算が今日のような意味で区の予算で決められるようになったのは東京市が出来た（明治22年5月1日に市制施行。但し市制特例）あとです。（注：本郷区では、誠之小学校の予算は一応明治13年度から区の協議費、明治17年度以降は区費として審議されている。しかし、明治19年ころから区とは別に学区会が設けられたとみられ〔設けられた正確な期日は不明〕、学校の経費が本郷区会の審議事項となったのは学区会のなくなった明治24年である。また、区は東京市誕生以前も以後も法人格がなく、区が学校を所有することができないため、制度上は学校が独立して存在しているような形になっていた。）市制特例の時期に区の予算で運営するようになっているようです。ただ、まだそのときは区の所有物として管理するということで、学校自体は必ずしも区の一部というわけではないです。独立した存在みたいになっています。

**伊藤** 阿部家のものなの？

**所澤** いや、なんといったらいいんですかね。阿部家のものではなくて、公立なんです。だから、学校自体が独立した存在で、所有者がいないような感じなんです。

**高山** 私は文京区の西片に生まれました。娘と孫の一人は誠之小学校を卒業いたしました。現在は、孫の一人が通学いたしております。本年平成12年（2000）誠之小学校は、開校125年を迎えました。以前は、幕末近く藩士の文武講習の目的で開設したそうです。現在の西片町に中屋敷を構えていた福山藩阿部家当主正弘（第11代）が安政2年（1855）藩士に対して、文武忠孝の儒教的道徳の実践を期待した趣旨のものであったと伺っ

ております。誠之館自体も明治4年（1871）の廃藩置県にともなって閉校となりました。誠之小学校の誕生は、明治8年10月30日、本郷区駒込西片町10番地、阿部正桓氏（第14代として家督を継いだ。）所有地の寄付により「第一大学区第四中学区第十三番公立小学誠之学校ト名ヅク」と文献にあります。校舎と寄付により96名をもって開校されました。この地区は教育に関心の深い父母が多かったと想像します。阿部家のなみなみならないご協力により年々共に隆昌に赴き、広くその名声を博するようになったのではないかと思います。私が伺っておりますのは、明治8年10月30日、第一大学第四中学区第十三番公立小学誠之学校のことだと思います。一般の庶民の子ども達は、入学するのは大変むずかしかったと伺っております。商家の子どもさんとか、家が豊かな子供さん達と伺っております。稲葉ヨシ様は、明治14年生まれです。家は商家で乾物屋さんでした。父上は岐阜から東京に出て、明治2年この地で乾物商をなさっていたそうです。稲葉家は、現在の東京大学の農学部前にありました。農学部のところ旧制第一高等学校がございましたので、寮に品物を届けていましたと伺っております。地域の子供達は、入学することはむずかしかったと伺っております。

**所澤** それは、実はそういうふうにいる方が非常に多いんですけど、実際はそういうことはなくて、土地の人は誰でも行けるようになっていたはずですよ。ですから、授業料を払えない子供だとか、授業料を減額しなくちゃとか、そういうような記録も明治20年代の学校日誌の中に書かれています。（注：大正から昭和にかけて進学校として有名になるにつれて、地元の人々の中には受験勉強をさせることを望まず、子供を他の地域の学校に通わせるいわゆる逆越境という事態がおこっており、そのイメージが強烈的なものではないかと思われる。）

**高山** 東京府本郷区（明治15年）頃から地域の子供達が誠之に入ることができたのでしょうか。

**所澤** いや、恐らくそうではなくて、最初からだと思います。むしろ地域の住民に教育を与えなくちゃいけないということで、阿部家が積極的に作ったんだと思うんですね。（注：創立当初は地域の住民の多くは家臣の人たちであったと思われ、その意味で通いにくいというイメージがあった可能性はある。）ですから、お金のある家とかない家というのはあまり関係がなかったんじゃないかというふうに、僕は感じています。

**伊藤** 有志からの寄付金のほかに、授業料もとっていたの？

**所澤** 東京の場合は授業料は取っています。それは誰からも取っているんですが、ただ、明治10年代は親の収入によって授業料の金額が分かれるようになっているんですね。

**伊藤** 寄付金は寄付金でまた別。

**所澤** 別に取っています。

**伊藤** 移管されるまでは、学校そのものは阿部家の経営ということですか。

**所澤** ではなくて、学校には、いわゆる学校役員というんですけど、世話掛とかそういう名称の学校付きの世話をしている人たちがいるんですね。地域から選ばれて。その人たちが学校の管理をしているわけです。

**伊藤** そうしたら、学務委員とかああいう形で。

**所澤** 学務委員は学区全体の監督なんですよ。それに対して、世話掛とか校務委員とかって時期によって名前が変わるんですけど、学校毎にそういう管理・運営する人たちがいるんですね。明治10年代の前半までは、その人たちが寄付金だとかを集めて、大福帳のようなものを作って学校を運営していたという状況のようです。

**伊藤** 学校の土地とか校舎は、阿部家のものでしょうか？

**所澤** 学校は、土地は最初に学校をつくったときに阿部家が、地代を取らないで学校に土地を貸すという形になっています。校舎をつくったお金は確か阿部家ほか何人かの寄付金から出ていたと思います。土地は確か大正時代から区が阿部家に借地代を支払うようになっていたように思います。

(再びOHPを使用しての説明)

それから、どんな史料があるか少しだけ見て頂くと、これは昔のスポーツ大会なんかで優勝した時のものです。下のほうにあるものは、学校で授業に使っていた、たぶん大正か昭和の人形ですね。

これは、疎開の時の関係の証明書ですね。それから上のほうにあるのが大福帳形式の出納簿なんです。明治8年から明治12、3年ぐらいまでの学校の集めたお金と、それから支払われたお金が記録されています。

これらの史料ですが、おそらく非常に大切に管理されていたものだと思うんですけども、戦後になって学校日誌以外の多くの史料がどこにあるかというのが全く分からない状態になっていて、昭和30年代に学校を建て替えるということになって、「古い学校で史料を捨てたという話もないし、燃えたという話もぜんぜんないので、どこかに史料があるはずだ」ということで、教職員が校舎を建て替える前に学校中を探したんですね。それで、普段ぜんぜん使っていない部屋で、黒板が入口の前に衝立みたいにして置いてある物置きがあって、そこを開けてみたら、中から史料が全部出てきたということです。そのときに見つかったのが、現在、昔のことがよく分かるようになったんですね。

**伊藤** じゃあ、あの簿冊は、そのときに簿冊に編綴したわけですか。

**所澤** これについてはどうですかね。その時に出てきたものは明治期のものなんです。そこ(『誠之が語る近現代教育史』)の中に書いてあると思うんです。(本をめくってから)すいません、その点についてはくわしく確認していませんでした。

**伊藤** 簿冊の作り方をみると、明治期につくったとは思えないですね。

**所澤** あれは大正・昭和の公文書ですから、昭和20年代以降に製本したものです。

**伊藤** 分かりました。いいですよ。

**所澤** はい、すいません(注：同書の33-36頁の記述によると、伊藤隆氏が関心を持たれた公文書簿冊の多くは昭和40年前後に整理製本されたもので、その多くは校舎改築の際に発見された史料群ではなく、別に保管されていたものであった。その時点での製本は昭和30年代の分にまで及んでいたということである。)以上が誠之小学校の史料なんです。次に群馬大学の所蔵史料の話に移りたいと思います。

群馬大学の所蔵史料なんです。群馬大学は現在、教育学部と工学部、医学部、社会情報学部、それから生体調節研究所の5つの大きな部局から成り立っています。教育学部は

どこの県でも同じですけども、県の師範学校から発展したものです。それから工学部は、桐生高等工業学校から発展しました。医学部は、群馬医専から旧制の前橋医科大学を経て医学部になっています。

師範学校の公文書なんかについては教育学部百年史編纂の際に、目録化されていますが、その公文書についてはどこの教育学部も同じだと思いますので、ここでは触れないことにします。

附属図書館にはかなり様々な史料が残っているわけですが、本館（教育学部のあるキャンパス）の所蔵図書では8つの目録が発行されていて、有名なものでは、スピノザ文庫（書店経営・高橋清七氏遺品）と田辺元文庫（京都大学名誉教授）と新田文庫なんですね。あとは群大に勤めていた先生たちの集めた図書です。

しかし実は、目録化されていない史料に高い価値を認められるものがあります。ひとつが師範学校関係の史料です。それからもうひとつが、桐生の高等工業関係の史料です。今日紹介したいのは、目録化されていないほうの史料です。

先ほど配りました資料の中に、「創立三十周年記念 郷土研究資料展覧会出品目録」というのがありますが、これは群馬県女子師範学校が集めた史料群です。これは昭和7年の目録ですが、それ以降にもかなり大量に史料が集められています。昭和5年度から文部省が特別予算を付けて全国の師範学校で郷土研究をさせたその成果のひとつです。実は、こういう目録がありますけれども、備品台帳はないんですね。現在の教育学部は移転したキャンパスにあります。現在でもなお各科の研究室にこの時期に集めた史料がかなり残っていて、ときどき新しいものが出てきて、みんなびっくりしているという状態です。建て直した研究室から出てくるんですから、誰かが運んだんだらうと思うんですが、この展示会の目録も、1990年代に、僕が群馬大学に赴任してからあと、西垣晴次教授が研究室から何十部も見つけたものです。それまでは部数が少なかったのであまり気楽には見ることができませんでした。史料の写真を見ていただきたいと思います。

（再びOHPにて説明）

左側の上のところに紙がゴチャゴチャとあるんですけども、これは江戸時代の画家が描いた絵なんですね。師範学校が集めたものではなくて、新田文庫の未整理資料です（昭和41年寄贈）。非常にたくさん丸められたものが置いてあります。現在それを整理しているところです。それから、右側にある長持に入っているのが、絵巻物なんですね。これも同じ西垣教授が7、8年前の退官直前に教育学部の中で見つけたもので、自分が退官した後でどうなるかを心配して図書館に持ってきました。かなり珍しいものなので、実は新聞に発表しようと思ったそうなんですが、図書館の全国周りをしている課長から、「これを発表されては、管理が悪いと問題になるからやめてくれ」と言われてやめたんだという話を聞きました。

上のところにハンコが押してありますけど、ああいうふうに郷土研究室というハンコが史料に押されています。

こんなものもあるんですね。OHPでは字が読めないですけども、上に「定」と書いてあります。太政官の高札の実物なんかも、こんなふうに残っています。

これは新田文庫。先ほど出てきた目録化されているものです。図書館の中では、こんなふうに移動書架の中に入れてあります。

次は郷土史料関係のものなのですが、昭和のはじめぐらいにガリ版刷りで作られたような、地域の先生たちが作ったような史料集と、それから江戸時代に民間で書かれていたような文書類ですね。文書というか冊子なんですけども、そういうようなものがいろいろ集められています。

『文政五年石高帳』なんていうものもあります。

これは、図書館の閉架書庫の中にある図書です。全国どこの地方大学でも同じなのかもしれませんが、こういう書庫の中はほとんど未整理の状態です。昔の教科書ですね。右側の下は、戦後昭和20年代に使われていた『師範生物』などという教科書で、非常に薄いものです。左の上にあるのは明治4、5年頃に文部省が全国に配っていた文部省の規則集ですね。分類のラベルも何も全然ついていないんですが、書架の中に残っています。

師範学校関係の史料についていいますと、非常にわれわれにとって困った状態だというのは、目録がないということなんです。備品台帳がなくて、どういう形で整理されていたのかがよく分からない。冊子の上にはラベルがあって、郷土研究室ということで社会科何番とか理科何番とかいうふうに番号がついています。しかし、それが実際にどういう形で整理されていたのか、そういう記録したものが見つからないという状態になっています。師範学校の場合は、昭和18年に県内の各師範を統合して官立に移管され、さらに新制大学になる時に、青年師範も合併してひとつの学部になるんですが、そのときに管理替えがうまくいってないんだろうと思われまます。

次に、本館に集まっている桐生高等工業関係の史料の話をしたと思います。閉架書庫には旧桐生高等工業の集めた史料群があります。統計資料だとか、雑誌類、それから植民地関係図書などです。たとえば、レジユメには台湾のものに関してどんなタイトルものがあるかということで、気がついたものを列挙しておいたんですけども、台湾産業年報とか台湾総督府統計書、台湾犯罪統計書、台湾商工統計、台湾現住人口統計、台湾統計摘要、台湾林業統計、台湾現勢要覧、こういうふうにずっといろいろなものがあります。それから、高等工業関係の学校はどこでもこういうのを集めていたのかもしれませんが、台湾総督府中央研究所工業部報告とか、台湾技術協会誌とかこういうような形で研究報告書がいろいろ集まっています。(レジユメには、ほかに台湾工業統計、台湾総督府学事年報、主要農産物経済調査、台湾人口動態統計、台湾貿易年表、衛生調査書、大正9年台湾国勢調査の関係図書、大正14年国勢調査の関係図書、昭和5年国勢調査の関係図書、台湾総督府台南高等工業学校学術報告、台湾総督府中央研究所彙報、台湾総督府天然瓦斯研究所彙報、台湾製糖株式会社研究所台湾支所報告、台北帝国大学理農学部紀要をあげた)。OHPで、また見ていただこうと思うんですが、このような形です。

図書館の書架の中には、こういうふうに厚紙の表紙で製本された形で置かれているんです。

**伊藤** これも目録なしですか。

**所澤** こちらについては実は目録があるんですが、一般にあまり利用しやすくない形にな



っています。それがどういうことになっているか調べましたので、あとでご説明します。これは植民地関係の史料です。拓務省関係のものだとか、調査月報（朝鮮総督府）だとか通商広報とか、様々なものがあります。

それで、いまの図書史料がどういうふうに管理されているかということで、工学部のほうに残っていた台帳を調べてみたんですが、台帳自体はこのような台帳で（OHP）、高等工業の時代から現在に至るまで、工学部の図書館分館ではずっと同じ形態の台帳を使って管理をしているようです。教育学部の師範学校関係とはまったく管理状況が違ってまして、こちらは非常にきちんと管理されていることは間違いありません。

それで、植民地関係の図書はいったいどういう扱いなんだろうということで、記載を探してみたところ、『雑書パンフレット類原簿』という簿冊に入っていました。実は、この部分（OHP）に扱いが書いてあるんですけども、「不要につき未登録」と書いてあるんですね。つまり、先ほどから出していた中央館に残っている植民地だとか満洲だとか、あるいはロシアだとかに関する史料は、ほとんど不要ということで登録されていないということが分かりました。つまり、カードはあるんですが、備品台帳に載っていないんです。

そして、色々調べたところ昭和54年に桐生の工学部の分館から前橋の本図書館のほうに持ってきたこともわかったのですが、持ってきたのは、簡単に移管できる未登録のものだけで、それが先ほどから見てもらった、ああいう史料群になっています。そのほかの備品台帳の上で登録されているものは簡単に移動することはできないということで、工学部の図書館分館に眠っています。それもOHPで見ていただこうと思うんですが、これは戦前のもので、ぜんぜん工学部とは関係ないような内容なんですけども。

**伊藤** こういうのは大学のOPACには載ってないわけですね。

**所澤** もちろん載っていません。受入れ台帳や備品台帳に記入されていて検索カードが作ってあることはあるのですが、カードは閲覧者に見えるところに出してあるわけではなく、旧分類目録として閉架書庫に入っています。OHPの右下のものは『満蒙年鑑』、左上は『満洲帝国概覧』で、OHPでは寄贈者がはっきり見えませんが、「満洲国」と書いてあります。こういうものが備品登録してあるために、教育学部のある中央図書館のほうには移管されていません。

右側の上にあるのは、朝鮮総督府の施制三十年史です。左側の下にあるのは、関東大震災の時の報告書です。

旧制の専門学校はどのような授業をしていたのか、私はよく知らないんですけども、たとえば『大日本史料』なんていうものも桐生高等工業は持っていたので、いわゆる教養教育もずいぶん力を入れて行われていたんだろうなというふうに想像されます。

それからおまけなんですけど、桐生の高等工業は、講堂のある建物が現在、文化財になっています。これは左側が昔の正門で、右が、横を向いていますけども木造の建物です。この建物は工学部の「記念館」と呼ばれているんですが、ここに同窓会の事務局が入っているほか、学生関係の公文書を含む同窓会関係の史料が納められています。

**伊藤** 十字架みたいなのはなんですか。教会みたいだね（笑）。

**所澤** なんか擬似洋館風な感じなんですけど、どうでしょうか。昔のものが置いてあるだ

けに見えるんですが、実は授業にもまだ使っていますし、高校生のための入学説明会をしたりしています。

OHPはこれで終わりです。

こういう図書の来歴なんですけれども、ひとつは工学部の前身桐生高等工業が寄贈を受けたり、購入したりしたということがありますが、そのほかに県庁から戦後直接もらったと思われるものもあります。台湾総督府の統計年報の中に総督府から知事宛ての送付状が入っているものがありました。それからもちろん、戦後研究目的で教員が購入したのも別途にあります。

こうした図書は、たぶん人文社会系の専門学校だった所には、もっとたくさん残っているんじゃないかと思うんですが、その大学の図書館に行って簡単にコピーさせてもらえるようなものでもないと思うんですね。ですから、活用できるようにするために目録を作ることは意味があるのですが、これが群馬大学ではなかなか大変です。まず師範学校関係のものについては台帳がないために、一冊ずつもう一度目録を取り直さないとならないということです。それで、10年以上前から目録作りを進めているんですけども、いまだに終了していません。職員の定数がどんどん減っているために、目録を取る作業ができなくなっているというようなことがあります。

それから、桐生高等工業関係の図書については、われわれのように人文社会科学の仕事をしている人の間では関心があるんですが、工学部が私の勤めている教育学部から自動車で1時間ぐらいかかるようなところにあるために、そう簡単に整理に手を出せない。まるごと前橋の本館のほうに移管したいという意見もあるんですけども、本館の書庫が小さくて、もう置き場所がない状態なんですね。実際本館ではスペースがないために図書を大量に廃棄する作業を現在おこなってまして、現在の方針では、昭和25年以降に刊行された大学の紀要のうち、自然科学系のはほとんどすべて廃棄するというにしています。要するに、新制大学になって以降のもので理科系のはほとんど必要ない、どこにでもあるので捨てると。実際そのくらいなことをしないと、もう図書館の中に新しいものを受け入れることができないというような状況です。

それから、目録化には遡及入力という問題があるんですね。国立大学の図書館はどこもかしこもみんな遡及入力で、現在から過去に遡ってデータを入れているために、現在でもおそらく多くの大学で1960年前後のところまでしか行っていないような状況です。大学ごとに分担して古いところもやればいいのかと思うんですけども、どうも全国横並びに遡及入力ということで、それができない状況にあります。

付け加えると、地方国立大学の場合だと、人文社会科学系の博士課程が少ないので、博士課程の院生を動員してこういう目録づくりをおこなうことも事実上、不可能です。

現在、国立大学は独立行政法人化という方向に向かっているんですけども、地方国立大学の図書館の職員は独立行政法人化を非常に恐れています。その理由が、こういった図書にあります。というのは、保管スペースが不足している図書館にとっては、こういう利用者の少ない未整理図書は不採算部門ということなんです。地方国立大学は理科系が強いところが多いので、こういう図書はほとんど全部廃棄されるのではないかと心配されてい

ます。群馬大学のように備品としては未登録という形で処理されているところは、廃棄手続きが容易だからです。

現在の植民地関係図書目録なんかにはリストが載っている地方国立大学は、おそらく戦前の時点からそれらを備品台帳に載せていた大学か、あるいは戦後目録化を非常にスムーズにうまく行えた大学だろうと思うんですね。しかし、数えてみても、そういう目録にあがっている大学は非常に少ないので、多くの大学は群馬大学と同様にこういう形で書庫に大量に本が眠っていて、それがこれからどうなるだろうかと心配な状況にあります。

群大にある史料については以上です。

最後に、全史料協について少し話したいと思うんです。全史料協については、ご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、ここで関わっていらっしゃる方は、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。ほとんどいらっしゃらないですか。

全史料協というのは公文書館関係の団体なんですけれども、公文書館と、公文書館に働いている職員と、もと働いていた職員が集まって結成している団体です。私が全史料協と直接関わりができたのは、昭和63年に東京大学史料室の助手として勤めたことによっています。そのときに、関東地区に設けられている関東部会というセクションがあるんですけれども、関東部会の月例研究会に参加するようになりました。しかし、その以前に接点があって、先ほどの誠之小学校の百十年史の執筆に携わったということと関係しています。東京では小学校の歴史を編纂する時は、東京都公文書館を訪ねるといのが不文律のようになっていて、私もそれで出かけて行きました。その時に職員の方々が非常に丁寧にいろいろと史料を紹介してくださったので、公文書の機能だとか簿冊の仕組み、それから起案決済の仕組み、史料の保存、修復、それから目録の作成といったことに私自身が非常に関心を持つようになりました。

全史料協というのは公文書館関係者の団体で、自由に加入できる形にはなっていないくて、個人については「公文書館関係の仕事に就いた経験のある人」ということが入会資格になっています。今年の4月からは、準会員としてそういう経験のない人たちも会に入れるということに規則が変わりましたので、現在は少し門戸が広がっているんですけども、それまではそういう形になっていました。

この団体は研究者・利用者の側ではなくて、保存利用機関の側、それから記録資料を閲覧者に提供する側の視点から史料利用問題を見直すということを活動の目的にしています。全史料協の歴史についてもちょっと簡単に触れておこうと思うんですけども、全史料協は1976年に誕生したんですが、日本では県の単位の公文書館が最初にできたのが1959年です。山口県の文書館が作られ、1960年から業務を開始しています。山口県文書館は、そういう意味で文書館活動の中心的な存在のひとつです。1976年に「歴史資料保存利用機関連絡協議会」（略称は「史料協」）という団体が結成されます。そのときの参加機関は47機関で、個人会員は66名でした。

その後、1984年にその地域ブロック団体である史料協関東部会が発足します。その年に「全国歴史資料保存利用機関連絡協議会」、略称「全史料協」に改称します。それから1985年に、ICA、国際文書館評議会と日本で訳されていますけれども、そこに加盟

します。これには国立公文書館は別途に加盟しています。それから1993年5月に全史料協近畿部会が発足しています。

全史料協は、設立された時点から非常に大きな2つの活動の柱があるんですね。ひとつは、文書館を設立し、史料を保存する体制を作っていこうという、文書館を作っていこうという運動です。もうひとつが、そこに勤めている職員の実務についての研究なんですね。ひとつは館についての運動で、ひとつは職員についての運動なのですが、現時点ではまだ文書館の普及度が低いということと、文書館を理解する人を増やしていこうという考えがあるために、両者を分けず2つを併せ持つというような形にしています。

僕の見るところ、この全史料協の存在は、文書館設置に際してはかなりいろいろな影響があると思います。特に大きく影響しているのが、「文書館原則」の浸透ということです。それは何かというと、文書館を作るにあたっては、史料の集め方・配置の仕方について、図書館とはまったく違った原則を採用するということです。ひとつが「出所原則」と言われているもので、内容で史料を分けるのではなくて、出どころで史料群をつくるという考えです。それからもうひとつが「原秩序尊重の原則」で、もともと所蔵されていた所で形成されていた整理分類は保存されなければならないという考えです。ですから、文書館が新しい史料群を受け入れたときに、並べ直して目録に見せるということはないで、とにかく並べ直さないで、もとあった状態そのまま目録を作って、そして公開をするというような意識を全国に広めています。何も知らずにこういう施設を作ると、恐らく基本的には原秩序を破壊して図書館のように史料を並べるという方向にいくものと思われれます。ですから原秩序を尊重して保存するんだという意識は、全史料協が各機関に設置前から助言することによって初めて達成されていると思われれます。

それから、文書館に勤めている人たちの間では文書館の原則の一つともいえそうな「30年原則」がよく話題になっていますが、それも全史料協の影響の一つです。勿論、実際にはこの「30年原則」は、法令上との関係もあって実施されているわけではありません。しかし、文書は発生してから一定年数で原則公開するのが筋ではないかというふうに、多くの公文書館に働いている人たちは考えています。

この全史料協ですけれども、現在の組織は、事務局があるほかに委員会をいくつか持っていて、そして関東部会と近畿部会を持っています。これほどこの学会でも似たようなものではないかと思うんですけれども、中で少し特徴があるのが、専門職問題委員会と史料保存委員会です。専門職問題委員会は、アーキビストという専門職をつくらうということで、かなりいろいろと活動をしています。しかし、現在それがなかなか実現しないで手詰まりな状態になっています。

それから史料保存委員会のほうは防災問題なんですけれども、最近は特に何年か前の阪神淡路大震災の時に兵庫県でかなり大量に史料が失われたということあって活発になっています。それから自然科学的な発想で史料の劣化を食い止める方法を研究するというようなことが行われています。

防災問題について付け加えると、深刻なのは実際に物理的に破壊されるというだけではなくて、人間の手で破壊されるということなんです。震災の時に起こったいちばん大きな

問題は、史料がある家が壊れると、古本屋さんや骨董品屋さんがやってきて、それを買ってっていくということなんですね。ですから、各地の旧家にあった史料が、そういう形でどんどん、どんどん市場に流れていったわけです。心理的な問題が絡んでいたわけですが、それを食い止めるためにはどうするかというようなこともかなり検討されています。

現在全史料協が行っている主な事業は、全国大会、職員研修の実施、紀要の刊行、会報の刊行、普及活動、国際交流、その他研究関係を含む活動などです。

あとは、個人会員の目から見た全史料協の特徴だとか問題点をレジュメに挙げておきました。

ひとつは、行政的な官僚機構の機関であるにもかかわらず、文書館自体が運動体であり、そして文書館の連合体である全史料協も運動体であるということです。勤めている人たちが文書保存の現状に対してかなり心を痛めていることの表れだと思うんですけども、一つ一つの公文書館ではどうも現状を改善できそうもないと。ということで、全国的な連合体を作って、もう少し積極的に動きたいという意識があります。これがひとつの大きな特徴だろうと思います。

それからもうひとつの問題点の方なんですが、国立公文書館と地方公共団体の公文書館が、必ずしも協調関係にはないということなんですね。これは非常に不思議な感じがするんですけども、実は全史料協に国立公文書館は加盟できないという問題があって、そして別個に活動がどんどん進んでいったという、たぶん歴史的な経緯があるんだろうと思います。そしてその上、なぜか国立公文書館は、ほとんど従来は都道府県立公文書館、その他の公文書館については関心を払ってこなかったんですね。

それに対して、国文学研究資料館に附属施設として史料館（国立史料館といわれることが多い）があるのですが、国立史料館は公文書館の運動に対して非常に理解を示して、アーキビストの養成ということにも様々な協力する体制を取ってきています。国立公文書館があまり関わりを持ってこなかったのに対して、国立史料館が非常に積極的であるというような体制ができあがっています。専門職の研修も、国立公文書館が行う研修の他に国立史料館が行う研修もあって、独立しているというような状況が生じています。

国立公文書館との関係は、問題であると同時に、全史料協の運動のエネルギーになっていたという面もあるように思います。ただ今後、この状況は変わっていきそうな感じになっています。というのは、国立公文書館が独立行政法人化されたということと、それからもうひとつは、国立史料館が改組されるんですね。国文学研究資料館が改組されて総合研究大学院大学の一部となるという話が出ていて、そのときに史料館自体の独立性がなくなるということになりそうなんです。つまり、国立公文書館が国の機関から離れるほかに、国立史料館が弱体化しそうなので、現在の全史料協と国立公文書館の関係は非常に大きな変化を迎えるのではないかと予想されています。

それから現状について、いくつか挙げておきたいと思うんですけども、現在、僕の見ただけでは全史料協はどうも、ちょっと行き詰まりとか曲がり角というところに来ている感じがします。それは、組織が少し大きくなったということなんですね。昔は非常に組

織が小さかったので、小回りが利いて、お互いの意志疎通も簡単だったんですが、大きくなってきたことで組織の官僚化が進んでいるという問題があります。

もう少し問題に具体的にふみこむと、公務員制度上の問題なんですけれども、管理職と実務についている職員とがぜんぜん別個の職種になっているようなところがあって、そのために長い間中心的に活躍してきた人たちが、管理職になれないということも悪い意味での官僚化を促進しています。全史料協というのは、会長以下理事だとか様々な役員があるわけなんですけれども、役職に就く人たちはほとんど各地の公文書館の館長の当て職という形になっています。昔は実務をやっている人たちが若くて組織も小さかったのであまり問題にはならなかったのですが、今はこれが非常に大きな問題で、実務人員の意見を吸収することが、組織としてなかなか難しくなっているんですね。そのために、機関の団体と個人の団体に分裂するべきかどうかということについて、個人会員の間ではよく問題になっています。現状では、機関会員と個人会員が別の団体になった場合に、個人会員が勤めている館との関係で、全国的な会合に参加することができなくなるのではないかとか、そのような心配もあるために、一緒にやっていますけれども、現状のまま進んでいった場合にどのようなことになるか、ちょっと予想が付きません。4、5年の間は変わらないと思うんですけれども、その先は何か大きな変化があるかもしれません。

組織の拡大はこんなふうにもあらわれます。それは新しくできる館の関係者の意識が昔とは違うということです。初期から全史料協を支えてきた人たちは、開拓者としてかなり積極的にいろんなことをやってきたわけですが、現在、新しくできる文書館の職員の多くには、新しいことを自分からどんどんやっていくというタイプの人たちが少ない感じがします。組織というのはそういうものかもしれませんけれども、やはりそういう館が増えてきている以上、組織のあり方を考えないと全史料協全体の活動がだんだん停滞していくことになります。

また、公務員の定員削減問題というのが現在、かなり大きな問題になりつつあります。というのは、そのために20代の職員が現在、全国的に見て非常に少なくなっているんですね。つまり世代の交代がうまくいかず、若手が育たないという問題です。それに専任職員のポストも少なくなるわけですから、年齢が上がっても嘱託のままというように、職員の職場を確保するということが自体も非常に難しいというような状況になりつつあります。

全史料協については、少し質問していただいて、私が知っている範囲で答えてみたいと思うんですけども、どうでしょうか。

**伊藤** どうもありがとうございました。去年だか今年だったか、国立公文書館の研修で講師として行って話をしたんですが、地方の文書館の職員だと思いますけど、ずいぶんたくさん参加したように思いますが。

**所澤** 職員の研修会なんですけども、今年から仕組みが少し変わったようなんですが、1、2年前までは、国立公文書館は県と政令指定都市にしか案内を送っていなかったんですね。

(注：申込み書が入手できて受講が受理されれば参加できた。) 各都道府県レベルの公文書館は、市町村の公文書館と連携していろいろな仕事をしていますから、この方式は都道府県の公文書館の側から非常に評判が悪かった。ただ、国の機関がやることだからというこ

とで参加しているというところだったと思います。

昨年か今年から市町村のレベルにも案内を送っているというようなことだそうですね。

**伊藤** 独立行政法人になった国立公文書館は、業務としてそういうことが明記されているんですか。アーキビストの養成とか。

**所澤** どうでしょうかね。僕は法文上のことは知らないんですけども（註：現行の国立公文書館法には「業務」として「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。」（第11条）があげられているが、「養成」の文言はない）、国立公文書館は何年も前から専門職の研修カリキュラムについての開発を行っているんですね。それに対して全史料協の側でも、やはり職能団体の面がありますから、自分たちの側で国立史料館と協力してアーキビストの研修を行ってきたのですが、どうもそれが並行していて意見が一致しないというところだと思います。全史料協の側では、修士以上を基本とした資格を作っていくということによって研修も構想されていますけれども、国立公文書館のほうはそういう形ではなくて、学位とかなんかとは関係なしに、研修コースを作るようなものを構想しているようです。

**小池** それは、組織が、国立公文書館の場合には総務庁の管轄で、国立史料館は文部省の管轄なんですね。もともと仲が悪いと。

僕も国立公文書館の研修には行っていて、国立公文書館の場合には文書管理責任者というんです。いま情報公開の時に、文書管理責任者の資格があるんですね。これをもともと念頭において、文書管理責任者研修みたいな形で研修をやっているんですよ。

一方の国立史料館が中心になっている国立史料館での研修は、アーキビスト制度ですね。安藤正人さんなんかやっているような、いわゆるアーキビスト制度の導入を念頭においてやっていて、どうも性格がもともと違うと思います。

いわゆる全史料協は僕も入っていて、個人会員で一度も出たことがないんですけども、全史料協はどちらかというとアーキビスト制度の導入ということでやっているんですね。ただ、いま所澤さんがおっしゃったように、開拓者たちはマスターを出ていない人も多いんですよ。もともと開拓者たちの学歴という問題と、新しく文学部だとかいろいろところを出たマスター出の人と階層的に対立があるし、それからアーキビストの学位授与をしようという形で、実は資格制度を作ろうとしています。国立史料館の方々は文部省ですから、資格制度にしてやろうとしたんですね。それが全史料協も含めて、いままでの既存の開拓者としての齟齬関係もあってうまくいかないというところで、資格制度もできていない。結局、いま情報公開制度に基づいた文書管理責任者という形のほうが、資格制度としては実は公官庁の中では重きを置かれるというような状況になりつつあるんじゃないかなと思います。そのことが全史料協自体の立場、あるいは今後、国立史料館のほうで総合研究大学院大学のほうに入ることの中で弱まっていくんじゃないかと言われている。

**伊藤** 国立史料館は、どうなっちゃうんですって？

**所澤** 国立史料館は、われわれが漏れ聞いているところでは、まず国文学研究資料館の大改組があるわけですね。いまは総合研究大学院大学に入っていないんですけども、改組

後は総合研究大学院大学に入る。そのときに、史料館という独立した附属施設をやめて講座に全部置き直すというような方向に向かうようなんですね。

**伊藤** 国立史料館は、だいたい近世文書でしょう？

**所澤** はい、そうです。文書自体は近世文書なんですけれども、働いている教官たちは現在の公文書館関係のこともやっているのと、それから昭和20年代に各地の自治体や個人から古本屋に流出した公文書を研究費を使って大量に買い込んで持っているんですね。ですから、群馬県の公文書なども、一部は国立史料館にあると。

**中見** 要するに国文学研究資料館は、文部省附置の大学共同利用研究所なんです。ちなみに私のところ（東京外語大学アジアアフリカ言語文化研究所、AA研）は東京外国語大学附置の全国共同利用研究所で、文部省の考え方は、「もう人文社会系の研究所は要らない」とまで公言しているらしいんですね。共同利用研究所は、東大の東洋文化研究所や社会科学研究所よりはるかに規模も大きいし、お金もついているんですね。最後の手当ては、総合研究大学院大学にみんな入っていくと。

**伊藤** 統合しちゃう。

**中見** 民博がもうすでに、それから日本文化センター、歴博も総合研究大学院大学に入っているんですよ。

**伊藤** 入っている？

**中見** つまり、総合研究大学院大学の中に入って、独立研究科を持つんです。ですから、形態としてはそんなに変わらないんだけど、国文学研究資料館は国文学研究課程というのを作るのでしょうか。それで史料館についてはよく知らないんですけど、国文学研究資料館の中の、附属の一センターなんですよ。省令の。

**小池** もともと国立史料館の場合には、佐倉の歴史民俗博物館がありましたからね。本当は設置した時に、あれと一緒にならなければいけなかったんですよ。

**中見** だから、史料編纂所と歴博があって、それから史料館があって、これはおかしいというのは前から文部省は言っているようです。

**小池** 一緒になるということで最初の計画は立てていたんですけど、国立史料館のほうが反対をして一緒にならなかったといわれています。それが今回の独立行政法人化の流れで、総合研究大学院大学に吸収されると。

**中見** 本来、共同利用研究所が、ある大学にくっついているというのはありえないことなんですよ。ですから、ひとつの選択肢としては、国文学研究資料館とAA研が一緒であるというのは非常にいいアイデアだと私は言って、日本語日本文学は国文学研究資料館がやって、アジア・アフリカの言語文化はAA研がやると。ついでに史料館もいただっちゃって、われわれはアジア・アフリカ史料センターでもつくろうとっているんですけど、誰も相手にしてくれない（笑）。ですから、いま国立の研究所は全部難しいし、史料編纂所・東洋文化研究所も大混乱になっているという状態で。

**小池** 本当はきっちり整理統合して行って、それぞれ……。だから、やっていることも、たとえば国立史料館なんていうのは、このあいだ中見先生の研究会でやっていたように、海外の日本史料の目録を作ったりとか、業務が非常に重なってしまっています。国立史料



館の所蔵史料は近世文書が中心にあり、これを基礎にアーキビスト制度を導入して、アーキビスト制度に基づいて各大学にアーキビストの講座を作って、そこに人員を派遣していく中心になろうと思ったと思うんですね。

ところが、国立史料館には近代文書がないんですよ。また、そこから出てくる人たちは、近代文書に関しては基本的に無関心なんですよ（笑）。そのことが、日本の公文書館制度の普及を見る上で、近代文書の行政文書を中心に成立したのではなく、どこも近世のいわゆる村方史料等を中心にしています。ところが、現実の情報公開制度が開かれると、ほとんど役に立たないんですよ。そのことが組織的に齟齬を生んでいる。そして、アーキビスト制度もない。それで、押っ取り刀で近代に入っていったけれども、つまり行政村と自然村との関係でうまくいっていないと思います。僕の見方からすると、全史料協の活動自体は、もともとネットワークとして、うまくいかなくなってきたという全体状況があるんじゃないかと思います。このため彼等の関心は、紙の劣化の問題とか保存の問題に集約してしまって、史料の公開や整理という話にはほとんどいかないんです。ライフサイクルの問題に向かっています。

**中見** ですから、伊藤先生の政策研究院のここに、そういうのをもう少し指揮するセンターにでも作られると非常にいいと思うんですけどね。

**梶田** いま小池さんがおっしゃった、国立史料館が近代文書を扱えないという話ですけど、ちょっと逸れるかもしれませんが、最近出た目録で、山城国徳大寺家文書というのがああるんです。見ると、近代の、東京へ来てからの徳大寺家の文書なんですよ。ですから、どういう考えでやっているのかなと、普段から非常に疑問に思っているんです。先ほど、所澤さんの報告では、何か原則があるみたいですけども、もっと全史料協の中にいろんな意見があるんじゃないかなと思うんです。いわゆる日本の近世もあるけど近代もあるわけで、文書整理学といいますか、もうちょっと議論があってもいいような気がするんですけど、そういう議論は中でないんですか。史料館はおかしい、とかですね。

**所澤** 国立史料館が？

**梶田** 近世の文書の考え方で近代までやっているのはおかしいんじゃないかとか。

**所澤** ですから、国立史料館自体がメンバーではなくて、国立史料館の職員が個人会員なんですよ。つまり、国の機関の場合、こういう団体に機関として加入できないということもあって、結局その中にいるスタッフがどういう人であるかによって全史料協との関わりが左右されるわけですよ。ですから、たとえば一昨年ぐらいまで森先生がいらしたんですけど、定年で中央大学に出て、俄然、全史料協とは距離が出来てしまったということもあるんですね。ただ国立史料館の研修コースの運営には、全史料協の中でいろいろあちこちでやっている人たちも加わっていますから、カリキュラムがひどく偏っているということはないと思います。

**伊藤** 国立史料館も史料編纂所もみんな、近代文書をやらなきゃしょうがないという感じになって、数年そうなんですよ。

**小池** そうそう、そうそう。

**伊藤** だけど、文書公開の問題が出てきたら、ちょっと太刀打ちができないということだ

と思いますね。ちょっと方向が分からなくなった。

**小池** いやもう、まったく太刀打ちできないですよ。国立公文書館も問題があるわけですよ、内閣文庫を持っていますから。国立公文書館は、もともと内閣文庫を外して性格をちゃんと明確にしなきゃいけないんですけども、内閣文庫を持っているんで、実は専門職のほとんどが内閣文庫の附置なんですよ。だから、もと、中野目さんがいたけれども、中野目さんのあとは実はいないに等しいんですよ。だから、専門職として就いていないというような状況があって、もともと公文書館にも大きな落ち度はあるんですけども、情報公開制度の話はずっと前々からあって、国立公文書館の中では情報公開制度に基づく文書管理責任者という形で、これはアーキビストとは違って現場の人間でいいという発想なんですよ。だから、そういうような話としてずっと続けてきた国立公文書館のほうが、戦略的には現状ではアーキビスト制度という制度を越えてしまったという感じなんじゃないかな。それは現実の近代文書に対応するか対応しないかということでしたときに、どれを見せる・見せないの問題ですから、そういう点では現場の職員たちのほうが、見せるものと見せちゃまずいものは区別できるわけですから、そういう点でそちらの方をやっていた国立公文書館の戦略の方が、いまのところは優位という感じじゃないでしょうかね。

**所澤** ただ、国立史料館は古い文書の扱いが多いのかもしれませんが、公文書館の現場で働いているほうは実際はそうではなくて、たとえば比較的新しい神奈川県立文書館では、保存期間満了文書の移管と廃棄の権限を持っていて、事実上、文書館の職員が文書係を兼ねたようになっています。文書が生成される段階から文書館に入ってくるまでの段階も公文書館の側がコントロールするというのが、基本的な考えなんだろうと思うんです。僕なんかはアーキビストのようなトレーニングを受けた場合の就職先には文書係というところもあるはずであって、文書館だけではありませんよということを使うんですけどね。

**小池** いや、要するに地方の県立だとか市立だとか言われている公文書館の問題点は、ひとつは、部局として知事直轄だとか市の直轄部局であるか、あるいは教育委員会の傘下であるかによって、決定的に違いは大きいですよ。

まず教育委員会の部局だと、ほとんど予算もないし、中に入っている人たちも高校の先生たちから流れてくる人たちですから、ほとんど市の行政にタッチできないんです。だから、史料は廃棄されるものをそのまま持ってくるというのがパターンですね。

直轄部局の場合には、市だとか県だとかが直轄部局になると、当然、行政のものにタッチできますから、発言力は強いと思います。ところが、専門職として雇う場合に、行政職として雇う場合も、たとえば愛媛県なんかは例としてあるんですが、だいたい歴史のマスターとかドクターを出た人たちを文書の責任者みたいな形では置かないで、いわゆる専門家として置くんですね。そうすると、文書の選定だとか廃棄規定だとか、それから移管規定とかいうところにはタッチさせないんですね。そのことが大きな問題になっていて、これが内部的な大きな問題点になっていると思うんですね。

現状はやはり移管の過程でいかに捨てていくかという話になりますし、現状の史料をどのように残さないのかというのが情報公開で重要なポイントですから、そうすると余計、そういう歴史の人たちは入らないということが大きなポイントになって、そのときに責任

者というのは何かといったときに、その公文書館で責任者というものを付与すればいいということです。公文書館の情報公開法の関係で文書管理責任者を決めなきゃいけなくなりましたからね。それはいま普通は役所の課長クラスが兼任しているんだけど、追々それを専門職みたいな形でやっていこうという戦略を公文書館は前々から持っていて、そういう点では公文書館はうまくやっているということです。だから、本当は近代の文書ということで考えるならば、そういうのを全部フラットにしてしまって、今言ったような形を、行政文書が歴史史料に至るまでの過程というのが歴史家でないと分からないんだという、いわゆる基準を明確に立てて、その基準とは何かということを明確に立てて、そこの部分は歴史家でないとだめなんですよ。廃棄規定と移管規定を設けて、それこそ本当のアーキビスト制度なんだけれども、近代のアーキビストという形でいわゆる政治学や経済学、それから歴史学みたいなのところの分野で人を育ててそこに置いていくというやり方で、それは専門職としていままであったアーキビストや、どちらかというと近世中心のアーキビスト制度とは違った制度として導入していかないと、たぶん史料状況は好転しないだろうと思います。

いま中見先生がおっしゃったような全体状況としては、やっぱりダブリがものすごく多いし、活動も大きいので、それを中央で統制していく機関を作って、そこに性格を分けていく必要があります。また、史料も、たとえば国立公文書館の持っているような内閣文庫みたいなものをポンポンと出す。第一、内閣文庫が問題なのは、都立にも文庫が入っていますものね。ああいうのをまとめてちゃんと整理するということも上からドンとやらないと、もうどうしようもないという状況なんじゃないですかね。

**伊藤** これは省庁と関わってくる問題で、僕も前になんとかしてセンターみたいなものを文部省のもとでつくろうかということを考えてんですが、そうすると研究史料ということになって、ちょっと性格が違って来るんですよ。それで、いま考えているのは、公文書館がああいう形で非常にタイトな人員とか、予算とかも制限されて、活動が本当に休眠に近いような状態に追い込まれる危険性がある。だから、ああいうものをも呑み込む形でちょっと大きなことを考えて、国の直轄機関としてつくる以外ないんじゃないかなと。つまり、これは文化財の問題とも関わるわけで、文書公開も含む。そうすると、近代の始まったところから現在まで、公文書・私文書を問わず、すべての情報をネットワークでつないでいくと。そこ自身がいまの情報公開を使ってでも、現在に非常に近いところの文書をとにかく収集しちゃうというシステムを構築しようかと思っているんですが、これがいったいどこに省庁として設置するかということになると非常にやっかいなので、ひとつは国会ということを考えているんですね。ところが、国会は国会図書館があるでしょう。

**小池** あそこに情報サービス機関がありますからね。

**伊藤** ええ。ですから、国会図書館の中の相当な機能を分離して、憲政資料室も含めてですね。それから立法調査のある部分もちょっと吸収して、新しい国会というシステムの中にもうひとつ、国会図書館以外にセンターをつくるというふうな形にしないといけないんじゃないかと思ったんです。また同時に、国会図書館を考えてみますと、国会図書館と各都道府県の図書館と、非常に連絡が悪いわけですね。要するに、上の省庁が違うわけです

から。そういうこともあり、なかなか複雑なので、いったいどうしたらいいのかと非常に迷っているところです。

前に中曽根さんから村上さんに紹介されたが、村上さんがああいう状態になってぶっ潰れちゃったんですけども、国会の情報発信機能をつくらうというのが村上さんの構想で、そのときに僕は、情報といったときに近代のすべての情報をそこでネットワーク化して発信するというふうにしたほうがいいんじゃないかという提案をしてやっていたんですけども、あの事件で一切、ご破算になりまして、いままたちょっと再構築を考えている。そんなところですよ。だけど、省庁再編から独立行政法人化とか、どんどん、どんどん物事が進んでいきますから、それを追い掛けていくのは実に大変なことですね。しかし、なんとかして近代の文書を残していくということ、それから情報としてつないでいく。

ですから、たとえば韓国から日本の近代史料にアクセスするといったって、インターネットじゃダメなんですね。何も情報がない。そういう情報を外に発信できるような、あるいは国内でももちろんそうなんですけど。

地方の文書館やなんかに行っているいろいろ話をしますと、僕らが報告書を送りますと、「こういうのは地方の公文書館も相手にしてくれるのか」という質問があるんですね。要するに、彼らは情報を欲しいわけですよ。だから、報告書を送ると非常に喜んでくれるんですね。「ああ、こういうことをやっているんですか」と。そういうところは、いまだなたかおっしゃいましたけど、だいたい教育委員会の系統だと、小学校や中学校の校長先生なんかを定年退職したあと、そういうところに放り込むわけですよ。そういう人たちは、特に関心がなければ、本当に昼寝をしておしまいという状態なんですね。ときどき熱心な人がいて、そういう人は情報がほしいわけですよ。ほかはいったいどういうふうに行っているのか、目録はいったいどうやって作るのか。ですから、そういうネットワークをつくらなきゃいけないなということを思っています。皆さん、全員いろいろ意見をまたちょっとお聞かせいただいて、構想を再構築しようと考えています。

**所澤** 先ほどの専門職の問題なんですけど、なぜ専門職導入が大きな問題になっているかという理由は2つあるんですね。ひとつは、先ほどから言っている史料を選別するとかそういう役割の問題なんですけど、もうひとつは、行政機関の中にあると専門職でないと異動しちゃうんですね。それで、異動しないと出世できないんですよ。中心になってやっている人たちは仕事に執着があるものだから異動を断って、結局定年になるまで昇進しないことが起こるんです。多くの人たちは、時々異動して上がっていくわけですけども、しかし動いていく先がまったく関係ないところなんですね。県の中に公文書館がいっぱいあるわけじゃないですから、公文書館関係で異動する場所がないんですよ。それで専門職という資格を導入することによって、ひとつの職場の中で給与も上がっていくような体系を作らない限り、公文書館が機能しないという問題なんですね。そんなところからもアーキビストの資格の問題が出てきているわけです。それは、国立公文書館がやっているような形の研修では恐らく解決に向かわないだろうということなんです。ただ、資格問題がなぜ具体化に向かわないかという、僕は戦略的にあまり上手でないなという感じがしているんです。

**伊藤** いや、それは結局、専門職化すると今度は行政に対する影響力がなくなるでしょう。そこが非常に苦しいところでね。

**小池** でも、外交史料館にいて、なまじっか在外公館に出た。僕の前の職場というのは出世しても3mしか動かないというところだったわけですね(笑)。いま在外公館に出たということになって5mぐらい、副館長になりましたからズレた人もいるんですけども、本当の意味はまったくないわけですよ。だけど、公務員のキャリアアップというかキャリアの形成過程というのは重要で、国立国会図書館自体もそういうふうになっちゃったじゃないですか。3年で全部動かすということになってしまって、実態として公務員組織の中で専門職という形でやると、実は現状の中央省庁の再編や市町村合併、公務員の削減の状況からすると、これはもう非現実的かもしれない。そうすると、代替するシステムを他につくったほうが、僕は早いだろうと。これがひとつ。

それからもうひとつは、そういう意味での監督官庁を作らないとそれはまずいと思います。先生がおっしゃったように、国会が本当はそういう意味ではいちばん機能的にはいいだろうと思いますが、国立公文書館の監督官庁は総務省、いまは総理府かな。これはけっこう既得権益が大きいんですよ。そうすると、旧自治省の既得権益が大きい。そうすると、それも配下に収めるという形で企画するとなると、内閣府につくるのも一案ではないでしょうか。内閣府はスカスカですから。だから、内閣府に作って、いわゆるネットワーク型として内閣府に作って予算措置を、そういう意味では情報ネットワークということになれば今のIT化にも乗れるということになると思います。一度で二度おいしい、三度おいしいということで案を持って行けるんじゃないかなという気がしないでもないです。

つまり、これは地方の公文書館なんかを見ていると、知事直轄部局が決定的に強いんですよ。つまり、文句があると知事に直接殴り込みをかけられるから、そうすると「ああ、わかった!」というような感じで、これはうまくいくんですね。ところが、教育委員会みたいにワンステップ、ツーステップ置いてしまうと、ほとんど意見は上聞に達することなく終わるわけですね。そういうことを考えると、内閣府に置いたほうが機能的だと思います。特に歴史の問題とか近代の問題って対外的な問題も含みますし、国際問題化することも多いので、内閣府に置くという形のほうが、僕は安定的でいいと思います。総理府の管轄でやってもだめだし、いま文部省の管轄というのも、文部科学省のいま現在の予算規模からしても、ほぼ不可能ですね。

たとえば外交史料館、国立公文書館、それから防衛庁の防衛研究所は横並びですから、こういうような分館形態を取っていたり、あるいは国会附置ですね。憲政記念館、憲政資料室、国立国会図書館というような形で、あまりにも各省庁のところにあるものを統合していく論議は内閣府にしかないと思います。中央省庁の再編の過程では。そういうふうに僕は思いますけどね。

**中見** 国会図書館に「恒久平和調査局をつくる運動」というのがあって、呼びかけとか送ってきますね。あれも「日本の戦争と外交に関する調査・研究をして史料収集する」と書いてありますね。

**伊藤** このあとまたこの会場を使う会議があるらしいので、適当なところで終わりにし

たいのですが。それではきょうは、「ところざわ」さんではなくて所澤さん、ありがとうございました。

(終わり)